

令和元年度 第3回丹波市環境審議会 会議録

開催日:令和2年1月21日

開会:13時30分

閉会:14時40分

会場:氷上住民センター 実習室

出席委員:古倉一郎委員、坂谷高義委員、中村美穂委員、後藤和敏委員、近藤明委員、横山真弓委員、森本佳宏委員、田中智之委員、足立かず子委員、長井克己委員、山科ゆみ子委員、三橋弘宗委員、足立はるみ委員、宮川五十雄委員

事務局:大野部長、井上課長、大嶋副課長兼係長、門内主事、村上主事

1 開会(事務局)

2 委嘱書の交付(事務局、〇〇委員)

3 会長あいさつ(会長)

令和2年になって最初の環境審議会になります。今年もよろしく願いいたします。年度末のお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。本日は、二つの議題がございます。活発なご議論をお願いいたします。

・出欠、会議の成立、資料の確認(事務局)

4 協議・報告

(1) 令和元年度丹波市環境報告書の公表について

(事務局より説明)

(会長)

この環境報告書は、どちらに配布予定でしょうか。

(事務局)

各支所の窓口や各住民センターのパンフレットラックなど、どなたでも手に取って見ていただけるように設置する予定です。

(会長)

昨年度までの配布状況の実績はどれくらいでしょうか。

(事務局)

各支所に確認したところでは、約半数ほどは持ち帰られるようです。

(会長)

この環境報告書を学校教育に活用されていることはありますか。

(事務局)

市内の小中学校にも配布させていただいておりますが、どのような形で活用されているかまでは把握できておりません。

(会長)

分かりました。それでは配布を進めてください。

(2) 氷上回廊保全条例（仮称）について

(事務局より説明)

(会長)

先ほどの説明にもありましたように、氷上回廊水分れフィールドミュージアムのリニューアルオープンが少し遅れるようです。私はフィールドミュージアムがオープンしてから条例を制定してもよいのではないかと思います。皆様から、幅広いご意見をお願いいたします。

(委員)

丹波市は、「氷上回廊保全条例（仮称）」を制定して、どのような成果を狙うのか整理はされていますか。この条例を丹波市総合計画のなかに位置付けて、丹波市の政策の一部として扱い、地方創生に関する事業の推進や施設整備などに活用したいのでしょうか。それとも、単なる盛り上がりを目指すための理念条例なのでしょうか。また、この成果を考えると、ここからこの議論を始めるのでしょうか。どのようなスタンスなのか教えていただきたいです。

(事務局)

氷上回廊水分れフィールドミュージアムがリニューアルオープンするということもありますが、氷上回廊を丹波市のシンボルとして、市内外へ氷上回廊の魅力を情報発信していきたい、という考えで条例を制定していきたいと取り組んでいました。先ほどのお話のように、総合計画のなかでの位置付けということまでは考えていませんでした。丹波市独特の地形である氷上回廊の魅力のPRという意味合いでの理念条例の制定を考えていました。

(委員)

PRはなにかの目的のために行うのが常套です。PRはあくまで手段です。例えば、観光の促進や農業のブランド化などの目的のために、PRは行います。PRの目的なども含めてこれから考えていくというイメージでよろしかったでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員)

私も同じことを尋ねたいと思っていました。この条例を制定して、市民がなにを思うのでしょうか。この条例の先に「源流のまち」として下流に綺麗な水を流さなければいけない、という考え方があって、条例を制定しなければならないと思います。そのためには、丹波市独自の農薬の使い方（減農薬を目指すなど）があってもよいのではないのでしょうか。その取り掛かりのための条例であるべきだと思います。PRだけの条例でしたら、市民がどれだけこの条例を読んでも、分からないと思います。この条例はどちらを向いて議論していくのか、私も聞いてみたいところでした。

(事務局)

減農薬に関してお話がありましたが、丹波市では既に有機農業や環境創造型農業は広がりを見せています。ただ、こちらが考えている環境や生物多様性だけではなく、観光や交流、経済などへの広がりが必要になります。環境だけに特化した条例ではなく、もっと幅広い「まちづくり」や「地域づくり」に広がっていきけるような理念条例になるように考えていかなければならないと思います。

(委員)

市民の役割に「保全に協力すること」と記載がありますが、具体的になにに協力するのか今の説明からでは見えてきません。

(委員)

氷上回廊を保全する条例の裏返しは、保全の手を打たなければ氷上回廊が氷上回廊でなくなるということだと思います。生物の話だけで言うと、(過去数十万年の) 色々な気候変動によって生物が南北・東西にこの氷上回廊を通して移動していました。極論を言うと、生物が往来できない環境になると回廊ではなくなると思います。有機農法により、農地で守れる生物の道が加古川沿いや由良川沿いでつながった状態を維持することができます。森づくりでは森林で南と北の生物が往来できる道を確保する必要があります。その最も重要な場所が丹波市であるということ的位置付けて、水田や森林でどのような手を打たないと回廊

でなくなるのか、という考えをもって条例を作っていないと保全になりません。最後は、「まちづくり」と曖昧な形になるかもしれませんが、単なる「まちづくり」でしたら、「氷上回廊保全条例（仮称）」ではなく、丹波市まちづくり条例になってしまいます。なぜ氷上回廊の保全なのかを明確にする必要があります。市民や企業が農地や森林において、どのような協力が必要なのかという考えがあって、この条例を制定していかなければ次の具体的な保全に落とし込めないと思います。保全する相手を明確にし、現状はこのようなことで担保されている回廊であるという考えがあって、この条例を作っていただきたいと思います。具体的には、河川や農業土木などで行うその次の取り組みが見えた書き方をすることが一番よいと思います。そこまで具体的に書き込みにくい場合であっても、それが見えるように作らないといけません。生物に偏った意見になりますが、「この生息地を保全しないと回廊が切れてしまう」という場所があります。行政の施策としては、もう少し具体的に担当課との調整が必要になってくると思います。

（委員）

この条例は、基本的には理念条例で制定するしかないと思います。この条例の具体的な活用方法で想定できることを少し整理してみたいと思います。（国の）第五次環境基本計画に書かれている内容は、丹波市総合計画の内容と類似するところが多いです。一番のキーワードは、「地域循環共生圏」です。（国の）第五次環境基本計画は環境省だけでなく、内閣府を含めた日本の政府として、環境をどのように扱っていくかという理念を整理したものです。公害が酷かった時代の第一次から始まり、第二次、第三次と続き、昨年、第五次が閣議決定されました。内閣府の方針である「地方創生」という言葉が非常に強く打ち出されています。地域でゴミ、廃棄物、エネルギーの問題を取り扱い、環境を保全していかなければいけません。（国の）第五次環境基本計画では、「地域循環共生圏」というかたちで、少し広域のゾーンで総合的に管理していくことを推しています。縦割りではなく、ゾーンディフェンスです。例えば水分れ周辺を題材とすれば、一つ目は、生郷地区のなかの小規模な協働ともう少し広く丹波市と福知山市と丹波篠山市で例えば農産物や電力などのエネルギーをシェアリングして、循環型の共生圏をつくる、さらに広く「源流のまち」として加古川や由良川の支流沿いの市町との共生圏として共通の方向性で地域づくりを進めるものです。重要なキーワードは、「森・川・里・海」となります。これをもとに各地方自治体は環境基本計画を作ったり、総合計画のなかに盛り込んだりします。生物多様性地域戦略を策定する時は、全て習う必要はありませんが、国の示す方向性に対応する環境政策を盛り込むことで様々な協働が進みやすくなります。「地域循環共生圏」として、小さいスケール、いくつかのスケール、モノに見合ったスケールで広域連携をすることでよりスマートに効率よく廃棄物を減らせたり、余剰分を不足地域に補完し合えたりできます。これらが（国の）第五次環境基本計画の重要なポイントです。しかし、循環の方法は、地域で決めていかないといけません。このような流れのなか、この条例は、「地域循環共生圏」という施策に合致する内容です。この

趣旨を参考にしながら条例を制定し、国の施策と合わせると、環境部局の予算調達の根拠だけでなく、他の経済産業関係などの予算調達の根拠にもなります。例えば、企業がグリーン調達や二酸化炭素の排出が少ない機械を導入する時に、国への補助申請の根拠になります。このような根拠となる条例があることによって、環境面だけでなく、産業面においてもよい影響があると思います。例えば、福知山線の複線化要望においても、同様です。公共交通での移動促進は、自動車での移動による二酸化炭素の排出量削減に繋がります。このように政策の1つの根拠になるかも知れません。丹波市が（国の）第五次環境基本計画のなかの六つの重点戦略を基盤とする条例を日本で最初に策定できれば、各関連部局の事業推進にあたって、この条例を根拠として活用できるようになります。そういうことを配慮した理念（条例）で十分かと思います。その判断については、市役所の内部で決めていく必要があると思います。少なくとも水の問題、生物多様性問題は環境の案件で入れることができると思います。これとは別に、（国の）第五次環境基本計画や国土のグランドデザインの2050年目標の政策にも頻出するのですが、小さな拠点形成で政府が最も推進している事業です。小さな拠点は、小規模多機能の役割を果たします。地域の活性化の潤滑油となる施設に、氷上回廊水分れフィールドミュージアムが相当します。このような施設を核として、例えば自治振興会や商工会、JRなどと一緒に活動が促進されるかもしれません。ある時は、石生駅を利用し、「皆で電車に乗りましょう」と呼びかける（駅前の活性化の推進）、またある時は、丹波市の有機野菜を上手にPRする拠点として使用することもできます。小さな拠点づくりは政府が推進する重点事業です。既に実施していることを（国の）第五次環境基本計画の施策に合わせるかたちで理念条例を策定していくことが重要になります。木の駅プロジェクトも重要で、まさに地域循環共生圏のお手本だと思います。できているようであまり上手くできているところは少ないようです。条文に「木の駅」と直接的に書き込む必要はないと思いますが、「木材資源の有効活用を広域で考える」といったことが謳ってあれば、総合計画との乖離もなく、（国の）第五次環境基本計画の主要事項とも上手くマッチングすることができます。そうすると、経済産業部局や農林部局が各種国庫補助事業の申請される時の根拠法令になると思います。民間企業もこの条例を上手く活用し、低炭素でエネルギー効率のよい産業へ活性化させられるようなきっかけになればよいと思います。条例のキーワードは、「多様性」や「木材」、「源流の水」、「人の移動」、「小さな拠点」などです。これらを一つの条例に書き込むことはなかなか難しいので、条例のなかで整理する必要があります。持続可能な社会につながるSDGsに基づく、マッチングの高い施策として、日本で初めて丹波市が条例として定めて、環境保全の推進を行えばよいと思います。しかし、これを作ってしまうと、五年後に実践できていなければ恥ずかしいことになります。そういった現実面での課題があります。理念と実践のバランスが大切です。理念の枠組みだけはそのようなかたちで整理して条例を制定すると、一応、国の施策との整合性もとれてよいと思います。あとは、個々の具体的な施策をどうするかです、そこは丹波市の力量が試されます。

(委員)

「環境基本条例」と「氷上回廊保全条例(仮称)」をどのように整合させていくのかということを考えていました。そこを整理できずに会議に来てしまいましたが、先ほどの説明で理解できました。

(委員)

先ほどの説明のように、施策として動かせることは非常に重要だと思います。もう一つの観点から言うと、市民の役割と大きなことを言うよりも前に、丹波の自然や環境のよさを子どもたちや大人たちがどれだけ理解しているのでしょうか。「自然が豊かだ」と皆さんは言われますが、丹波のなかがよくて、どこが他の地域と違うのか、ほとんどの人が語れない状況だと思います。この理念条例をしっかりと制定して、この「氷上回廊」という唯一無二のものがこの丹波市にあって、この自然環境があるおかげで私たちが恩恵を享受しています、と言えることが重要だと思います。農業や水、空気も当たり前のことが当たり前でない時代が刻々と見えてきています。まずは、この丹波市の自然の価値を理解するという取り組みをしていく必要があると思います。このような観点から丹波市には氷上回廊のほかにも唯一無二のものがたくさんあることを理解して、価値を見出して、それを次の世代へつないでいくということをまずは市民レベルで共有するような活動が必要ではないかと思います。氷上回廊水切れフィールドミュージアムが非常に大きな役割を担いますが、ミュージアムに任せておけばよいということではなく、自然の恩恵の享受を活かしたまちづくりをすれば、これだけの自然のなかで生きていきたいという人たちが交流し、人口縮小社会を止めていくことになると思います。市民レベルの活動につながるような理念条例を位置付けられたらよいと思います。条例を制定したら終わりではなく、これを学校教育などにも活かしていく必要があると思います。そのような施策を加速させるような条例を制定できれば、大変よいと思います。

(会長)

先ほど経済の話もありましたが、経済と環境が結びつかないことも出てきます。都市部でも生物多様性というワードが出てきますが、丹波市などの自然が豊かな地域の恩恵を都市部が享受して生活しています。このような条例を策定して、都市部にPRして、上手く連携していかなければならないと思います。都市部と農村部では経済格差が出てくると思いますので、農村部だけで実施するのではなく、都市部にPRしないと生きてこないと思います。

(委員)

地域循環共生圏のモデル事業の一つとして、吹田市と能勢町の事例があったと思います。過密なベッドタウンの吹田市と農村地帯の能勢町が資源の共有ができるか実験をされています。流域で捉えるのがよいのか、もう少し飛躍して神戸市などの都市部と共有するのがよい

のか分かりませんが、これをベースにして下流域を視野に入れて動くという条例があるということはいいと思います。

(委員)

丹波市は、福知山市とは協定を既に結んでいますよね。

(事務局)

丹波市は、福知山市と朝来市と三市の連携協定を結んでいます。

(委員)

それで十分だと思います。これからも継続していくようなことが条例に記載されておけばよいと思います。先ほどの話にもありましたが、都市からの資金の移管は森林環境譲与税の枠組みが突破口になっています。森林保全は国民の義務として重要なミッションになっています。それを農村部だけに任せることはよくありません。例えば、東京都の23区にはほぼ森がありませんので、協定を結べば丹波市に資金を移管することができます。そのようなことが最近、政策として打ち出されています。文京区や横浜市、神戸市などの都市部と連携できると都会の税金を活用して森林整備ができます。他の税収の一部も農村部に移動させる方向で進んでいて、世界的な流れでもあります。生物多様性国家戦略の次の計画では、この部分も非常に重要な要素の政策目標になってくると思います。その時に、根拠なく「〇×を守ります」と言っているのと異なり、自治体として条例を策定してドキュメントを整理されている場合は有利です。先ほどの話にもありましたように、その資金を学校周辺の環境教育や地域づくりの財源に充てることができます。そのためには、「都会との交流」というワードを条例のどこかで書いておく必要があります。国の政策と調整された条例にしておくとう事が進みやすくなります。

(会長)

非常に有意義な議論をありがとうございます。これはもう一度、条文を見直して審議というかたちでよろしかったでしょうか。

(事務局)

はい。

(3) その他

(事務局より生物多様性調査・研究部会に関する連絡)

(事務局より丹波市環境審議会の予定を説明)

・会議録の確認

(会長)

〇〇委員、本日の会議録の署名をお願いします。

5 閉会（副会長）

本日の審議会では、大変有意義なご議論をいただきました。私は、植物や昆虫などに関わりがある複数のサークルで活動していますが、本日のご意見を聞いて、「そうか！」という感情を持たせていただきました。また、環境報告書は学校現場ではあまり活用されていないということでしたが、小学三年生あたりから環境学習もあるようですので、学校現場でもご活用いただけるとよいと思います。この環境報告書は、丹波市の環境の実情が掲載されていますので、子どもたちに一頁でも伝えていただけたら環境への意識が高まると思います。本日は、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。これで第3回丹波市環境審議会を閉会いたします。ありがとうございました。